

# 上限規制の適用が猶予となる事業・業務

参考資料1

事業・業務	猶予期間中の取扱い (2024年3月31日まで)	猶予期間終了後の 特例の有無 (2024年4月1日 以降)	猶予期間終了後の取扱い (2024年4月1日以降)
建設事業	上限規制は適用されません。	原則特例なし(※)  (災害の復旧・復興の事業は特例あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。</li> <li>●災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。</li> </ul>
自動車運転の業務		特例あり(※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。</li> <li>●時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。</li> <li>●時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。</li> </ul>
医師		特例あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「医師の働き方改革の推進に関する検討会」で検討中</li> <li>●具体的な上限時間は、今後、省令で定めることとされています。</li> </ul>
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。	特例なし	上限規制がすべて適用されます。

※建設事業及び自動車運転の業務については、働き方改革関連法施行後の労働時間の動向その他の事情を勘案しつつ、上限規制の特例の廃止について引き続き検討するものとされている（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 附則第12条第2項）。